

エコ企業ネットところざわ会則

(名称)

第1条 この会は、「エコ企業ネットところざわ」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、所沢市内で事業を営む事業所が業種の枠を越え情報の交換等を通じて、資質の向上を図り環境配慮活動を推進し、地域環境の保全及び改善に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)環境保全活動普及のための情報交換に関すること。
- (2)セミナーや講演会等への参加・開催に関すること。
- (3)会員相互の向上のための研修会等の開催に関すること。
- (4)地域環境保全に係る事業等への参加・支援に関すること。
- (5)その他目的達成のために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同するもので次に該当するものとする。

- (1)所沢市内において事業を営む事業所で、事業活動における環境負荷低減に努めているものまたは目指しているもの。

(入会)

第5条 本会の会員になろうとするものは、入会届を会長に提出するものとする。

(退会)

第6条 本会を退会するときは、退会届を会長に提出するものとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)理事(会長、副会長を含む)

2 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事の人数は、総会において決定する。

5 役員は、総会において決定する。

6 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1)総会

(2)理事会

(総会)

第9条 総会は、年1回以上開催する。

2 総会は、会長が招集し、会員の過半数の出席をもって成立する。

3 総会の議長は、会長があたる。

4 総会の議事は、出席会員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 総会は、次の事項を審議し決定する。

(1)会則の変更

(2)事業計画等、本会の運営に関する事項

(3)役員を選任

(4)その他必要な事項

6 総会に出席できない会員は、書面により議長を代理人として委任できる。この場合において、同条第2項及び第4項の規程の適用については、出席とみなす。

(理事会)

第10条 理事会は、次の事項を審議し決定する。

(1)総会議案に関する事項

(2)その他本会の運営に関して必要な事項

2 理事会は、会長が招集する。

3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意によって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会費)

第11条 本会の入会費、年会費は徴収しない。ただし、事業内容によっては、参加者の実費負担とする。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、総会において決定する。

(その他)

第13条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は総会において別に定める。

附 則

この会則は、平成18年2月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年5月30日から施行する。